

「住民票」の取得方法について

日本での住所が決定しましたら、まず最寄の市区町村の役所に行き、住所の登録を行ってください。

*この登録は、日本への入国日から14日以内に行ってください。

この登録を行う際には、下記2点を持参して、最寄の役所を訪問してください。

1) 在留カード（日本に入国した際に、空港で発行されるものです。）

住所登録を行うと、このカードの裏面に役所の方があなたの住所を記入してくれます。

（この住所は、決してご自身では記入せず、役所の人に記入してもらってください。）

2) パスポート

この住所登録が完了すると、「住民票」を発行することが可能になります。

*「住民票」は、携帯電話の契約の際など、様々な目的で提出を求められることがあります。

*「住民票」を発行する際には、1枚あたり300円ほどの費用がかかります。

（この値段は、役所（自治体）によって、多少の差がある場合があります。）

★ 留学生が、アジア太平洋研究科の入学手続書類として「住民票」を提出する場合は、「住所」・「氏名」・「生年月日」・「性別」・「国籍」・「在留資格」・「在留期間」・「在留期間満了日」・「在留カード等番号」全てが記載された「住民票」の作成を依頼してください。

★ 「住民票」発行を依頼する際には、「住民票コード通知票」と間違えないようにお気を付けてください。

「住民票コード通知票」は、11ケタの個人コードを表示したもので、役所で基本的に無料にて発行されるものです。

早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科
アドミッションズ・オフィス

TEL 03-5286-3877